

公益財団法人東京都医学総合研究所行動計画
～女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画～

職員一人ひとりがその能力を発揮し、ライフワークバランスを実現できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2024年4月1日から2026年3月31日まで

2 内 容

目標1：休暇取得の促進

【取り組み内容】

- 常勤職員については、年間で有給休暇15日、夏季休暇5日、計20日以上を取得できるようにする。
- 非常勤職員等については、新たに付与した日数に対し、有給休暇を85%以上、夏季休暇を100%取得できるようにする。
- 所属長が休暇取得を積極的に促すとともに、休暇取得中の業務のフォロー体制を整備する。

目標2：メンタルヘルス対策の充実強化

【取り組み内容】

- ストレスチェックの受検を積極的に促し、自らのストレスの状況を把握するなど、メンタルヘルス不調を防止する。また、高ストレスに該当した職員に対する医師の面談を勧奨する。
- 所属長が、日頃から所属職員のメンタルヘルスに気を配るなど、ケア体制を確立する。

目標3：働きやすい職場環境の整備

【取り組み内容】

- 育児休業、介護休業等が取得しやすい環境を整備する。
- 育児短時間、部分休業などを取得している職員が安心して働けるよう、所属長は職員同士が協力し合えるような雰囲気醸成する。

目標4：ハラスメント防止対策の推進

【取り組み内容】

- ハラスメントに係る研修の受講を促す。
- ハラスメント相談員を所内に周知し、安心して相談できる環境を整備する。
- ハラスメント防止月間などの機会にチェックリストへの回答を促すなど、ハラスメントへの理解を深め、職場環境改善を推進する。